

告 示

埼玉県告示第千五百五十二号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業地域

荒川上流管内

四 作業期間

平成三十年十月二十九日から平成三十一年二月二十八日まで